別紙3 脆弱性評価結果

目 次

1	起	きてに	はな	らな	い事	侵悪ℓ	り事息	まご。	との	脆弱	性	評価	話結	果						
								※ 次	ての	(1)	~	(8)は	「事	前に	備え	こる~	くき目	標」を	を表示
	(1)	大規	摸自	然災	害が	・発生	した	とき	でも	、す	べ	ての	人命	うをも	守る					. 3-1
	(2)	救助	• 救	急、	医療	活動	等が	迅速	に行	われ	る	ے ع	もに	- 、						
							被	災者	等の	健康	•	避難	生活	環均	竟を	確実	に配	隹保す	トる	3-14
	(3)	必要?	不可	欠な	行政	機能	は確	保す	る											3-22
	(4)	必要	不可	欠な	情報	通信	機能	• 情	報サ	ーピ	こス	は確	保す	る.						3-24
	(5)	経済	活動	を機	能不	全に	陥ら	せな	い											3-26
	(6)	ライ	フラ	イン	、燃	料供	給関:	連施	設、	交通	iネ	ット	ワー	- ク 🕯	等の	被害	を			
							最	小限	に留	める	٢	とも	に、	早期	明に	復旧	さも	tる.		3-30
	(7)	制御	不能	な複	合災	害・	二次	災害	を発	生さ	せ	ない	٠							3-35
	(8)	地域	社会	• 経	済か	、迅速	かつ	従前	より	強靱	な	姿で	復興	しても	きる	条件	を割	を備す	├る	3-39
2	横	断的分	分野	ごと	の服	危弱性	生評句	話結り	果											
	(1)	リス・	クコ	ミュ	ニケ	ーシ	ョン	分野												3-46
	(2)	人材	育成	分野																3-47
	(3)	官民	連携	分野																3-49
	(4)	長寿	命化	対策	分野	·														3-50
	(5)	研究	開発	分野																3-51
	(6)	温油:	分生	△□																2_51

1 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

- 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の 発生

住宅・建築物・交通施設の耐震化

【公共施設の耐震化推進】

- 避難拠点施設や災害対策連絡所となる施設の耐震化を進める必要がある。
- 学校施設の耐震化は、財政支援措置の拡充等の活用によりすべて完了したが、老朽 化が進行している建物及び設備等の耐久性を確保していく必要がある。その中でも、 学校施設のブロック塀の倒壊防止対策を進める必要がある。

【住宅・建築物の耐震化】

○ 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ることにより一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。

【交通施設の耐震化】

- 道路の維持管理では、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・ 診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術 の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。
- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.2、30、34、35、76、77、87

関連指標 No.2、3

市営住宅の安全性確保

【長寿命化計画】

○ 市営住宅の倒壊・損傷による被害の回避や、津波避難ビル確保の観点から、施設の 長寿命化を推進する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.31、32

防火対策の推進、消防防災施設等の整備

【防火対策の推進、消防防災施設等の整備】

- 長年放置されている空き家は、地震時の倒壊や道路閉塞の危険性が高いことや、建 物から建物への延焼拡大を防ぐために、早急に所有者を特定して、除却などの措置を 求める必要がある。
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、市の消防体制 や訓練環境等の充実強化、老朽化した消防車両の更新、夜間対応も含めた装備資機材 の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあるこ とから、それらの災害対応体制の向上を図る必要がある。
- 地震等の被害により、消火栓が使用不可となる可能性があり、耐震性貯水槽等の整 備が必要である。
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、住宅 用火災警報器の設置の促進を図る必要がある。
- 住宅用火災警報器の設置等については、火災予防啓発を通じて推進する。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装 置等の設置を促進する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.29、64、65、72

消防力の強化

【徳島県消防広域化推進計画】

○ 徳島県消防広域化推進事業が、本市にとって有益なものになるか検討をしていかな ければならない。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.59、66

避難体制の強化

【避難関連情報の周知】

○ 避難場所及び避難所について、どの災害種別(洪水、地震、津波、大規模火災、土砂災害等)に対応しているかを、平常時から住民に周知する必要がある。

【要配慮者等への対策】

- 社会福祉施設は、大規模災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く 利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促 進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める 必要がある。
- 社会福祉施設では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP(業務継続計画)等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。
- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方から の119番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年5月に導入し た民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳サービスについて、周知を図るた め広報手段を工夫する必要がある。
- 聴覚や言語に障害のある方で音声による 119 番通報が困難な方のため平成 28 年 2 月に導入した NET119 緊急通報システムの周知を図るため、広報手段を工夫する必要がある。

【避難路の安全確保】

○ 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路(国道、県道)をつなぐ市道について、 避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。

【南海トラフ地震臨時情報への対応】

○ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、情報伝達体制を図る必要がある。また、後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.48、67、69、88

地域防災力の強化

【家具転倒防止対策】

○ 地震による家具の転倒で下敷きになった場合、直接死または大怪我を負うおそれが あるため、家具固定対策等を進める必要がある。

【人材の育成・確保】

- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生 徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築 するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。
- 応急手当の普及啓発のため、普通救命講習への参加者増加につながるよう高等学校 での取組みを促進する必要がある。
- 大規模災害時には、基本団員のみでは人員不足が生じる可能性があるため、機能別 団員制度による人員確保を図る必要がある。

【都市計画】

○ 沿岸部では津波浸水が予測されていることから、今後、防災・減災対策も踏まえた 都市計画マスタープラン等の変更・策定をする必要がある。

【支援対策】

○ 県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.47、51、53、58、61、62、70、71、73

関連指標 No.1

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

避難体制の強化

【要配慮者等への対策】

- 「避難行動要支援者名簿」を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取組みを一層 促進する必要がある。
- 社会福祉施設は、大規模災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く 利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促 進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める 必要がある。また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の 安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。
- 要配慮者利用施設は、想定される災害種別(津波、水害及び土砂災害)ごとの避難 確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対 象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う必要がある。

【避難関連情報の周知・啓発】

- 津波・洪水浸水想定や震度分布などの防災情報を、地図情報として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、市民の防災意識向上を図る必要がある。そのため、「地震・津波防災マップ」「避難支援マップ」及び「地区別津波避難計画」等が有効に活用されるよう住民等に対し、地震・津波災害に対する教育や避難訓練等、啓発活動を行う必要がある。
- 避難場所及び避難所について、どの災害種別(洪水、地震、津波、大規模火災、土 砂災害等)に対応しているかを、平常時から住民に周知する必要がある。 再掲

【家具転倒防止対策】

○ 地震による家具の転倒で下敷きになった場合、直接死または大怪我、閉じ込めにより、津波からの避難に遅れが生じるおそれがあるため、家具固定対策等を進める必要がある。

【人材の育成・確保】

○ 大規模災害時には、基本団員のみでは人員不足が生じる可能性があるため、機能別 団員制度による人員確保を図る必要がある。 再掲

【被害軽減対策】

- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、 陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の 向上を図る必要がある。
- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所で発生しており、南海トラフ地震に伴う 津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する必要がある。

【南海トラフ地震臨時情報への対応】

○ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、情報伝達体制を図る必要がある。また、後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。 | 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.18、47、48、54、55、58、92、94

関連指標 No.13、14

津波避難場所・避難路の整備

【福祉避難所の拡充】

○ 福祉避難所の指定をより一層促進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。

【津波避難施設の整備】

- 津波に対する避難路や避難場所については、がけ崩れ対策等の公共事業や高速道路 の法面を活用した避難施設の整備を進めるとともに、速やかな避難行動に役立つ海抜 表示シートの設置やLED蓄電型照明等の整備、津波避難ビルの指定も積極的に行っ ているところであり、今後も引き続き、取り組む必要がある。
- 避難拠点施設や災害対策連絡所となる施設の耐震化を進める必要がある。 再掲
- 多数の避難者に対応するため、公園における避難場所としての防災機能を強化する 必要がある。
- 地域住民だけでなく、観光客、海水浴客等の地域外から避難者に対して、誘導標識等を用いた避難場所の周知が必要である。

【避難路の安全確保】

○ 鉄道による地域分断を解消し、津波からの避難を確実に行うため、避難路や救援路、 高架施設を活用した一時避難場所などの機能確保が図れる鉄道高架事業を推進する 必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.2、17、45、93

関連指標 No.10、11、12

津波情報伝達体制の整備

【情報伝達体制の強化】

○ 全国瞬時警報システム(Jアラート)から送信される緊急情報をはじめ、本市災害対策本部から発令される避難勧告などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。

【要配慮者等への伝達】

- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方から の119番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年5月に導入し た民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳サービスについて、周知を図るた め広報手段を工夫する必要がある。 |再掲|
- 聴覚や言語に障害のある方で音声による 119 番通報が困難な方のため平成 28 年 2 月に導入した NET119 緊急通報システムの周知を図るため、広報手段を工夫する必要がある。 再掲

【非常用電源の確保】

○ 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の設置や耐津波浸水対策 並びに発電用燃料備蓄に努める必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.49、67、68、69

地域防災力の強化

【人材の育成・確保】

○ 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生 徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築 するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。 |再掲|

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.51、53、70、71、73

1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

事前の防災力強化

【予防接種の推進】

○ 定期予防接種の接種者を増やし、災害時の感染リスクを軽減するため、広報や個人 通知での周知を図る。

【都市浸水対策】

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能を確保する対策を推進する必要がある。
- 下水道施設では、効率的な長寿命化計画を策定し、持続的な機能確保を図る必要が ある。
- 高低差による自然排水ができない地区が多く、ポンプ排水に頼っているため、設備の動作不良等による浸水被害の発生リスクがある。
- 大規模水害における堤防の決壊や老朽化した排水機場、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。
- 近年の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化を鑑み、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が連携し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進する必要がある。

【要配慮者等への対策】

○ 「避難行動要支援者名簿」を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取組みを一層 促進する必要がある。 |再掲|

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.18、19、40

関連指標 No.15、16、21

安全な避難体制の確立

【コミュニティセンター・支所の整備】

- コミュニティセンター・支所が避難拠点施設や災害対策連絡所として機能するため に必要がある場合は、建替えや新設を検討する。
- 公的施設は、災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の洪水浸水 対策や燃料備蓄に努める必要がある。

【防災関連標識板の整備等】

【福祉避難所の拡充】

○ 福祉避難所を拡充するとともに、開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.2、17、48

情報伝達体制の整備

【情報伝達体制の強化】

○ 全国瞬時警報システム(J アラート)から送信される緊急情報をはじめ、本市災害対策本部から発令される避難勧告などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.49、68

地域防災力の強化

【人材の育成・確保】

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.51、53、70、71、73

避難体制の強化

【避難関連情報の周知・啓発】

- 浸水(洪水、ため池、高潮等)ハザードマップを作成する必要がある。また、浸水 想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開すること で、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、市民の防災意識向 上を図るとともに、防災啓発活動や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要があ る。
- 地域住民だけでなく、観光客等の地域外から避難者に対して、誘導標識等を用いた 避難場所の周知が必要である。
- 平成30年7月豪雨での教訓や平成30年度末に公表された「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、安全な避難体制の確立による事前の防災力の強化を図る必要がある。また、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促すためには、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を図る必要がある。

【要配慮者等への対策】

- 社会福祉施設は、大規模災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く 利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促 進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める 必要がある。 |再掲|
- 要配慮者利用施設は、想定される災害種別(津波、水害及び土砂災害)ごとの避難 確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対 象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.85、92、93、94

関連指標 No.17、18、19、20

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)や大雪等による多数の死傷者の発生

避難場所・避難路の整備・保全対策

【避難場所・避難経路の整備】

- 新たに整備される避難拠点施設へ近隣住民が避難できるルートを整備する必要が ある。
- 地震・津波、洪水発生時に避難経路となる道路が、土砂災害によって通行不可とならないよう、危険性の高い箇所への対策が必要である。
- コミュニティセンター・支所が避難拠点施設や災害対策連絡所として機能するため に必要がある場合は、建替えや新設を検討する。 |再掲|
- 福祉避難所の指定をより一層促進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.2、9、17、36

防災意識の啓発・警戒態勢の整備

【避難関連情報の周知・啓発】

- 土砂災害ハザードマップが有効に活用されるよう住民等に対し、土砂災害に対する 教育や避難訓練等、啓発活動を行う必要がある。
- 避難場所及び避難所について、どの災害種別(洪水、地震、津波、大規模火災、土砂災害等)に対応しているかを、平常時から住民に周知する必要がある。 再掲
- 土砂災害警戒区域において、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を 強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が 形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることか ら、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せる よう体制づくりを行うとともに関係機関が連携をした訓練を実施し、災害対応能力の 向上を図る必要がある。

【要配慮者等への対策】

- 社会福祉施設は、大規模災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く 利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促 進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める 必要がある。 |再掲|
- 要配慮者利用施設は、想定される災害種別(津波、水害及び土砂災害)ごとの避難 確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対 象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う必要がある。 再掲
- 〇 「避難行動要支援者名簿」を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取組みを一層 促進する必要がある。 再掲

【ハード対策】

○ 国及び県と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード 対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。 特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤 等の整備を推進する必要がある。

【ため池対策】

○ 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.18、48、56、92、94

関連指標 No.22、23、24

通信手段の整備

【要配慮者等への対策】

- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方から の119番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年5月に導入し た民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳サービスについて、周知を図るた め広報手段を工夫する必要がある。 |再掲|
- 聴覚や言語に障害のある方で音声による 119 番通報が困難な方のため平成 28 年 2 月に導入した NET119 緊急通報システムの周知を図るため、広報手段を工夫する必要がある。再掲

【通信手段の確保、大雪等への対策】

- 全国瞬時警報システム(J アラート)から送信される緊急情報をはじめ、本市災害対策本部から発令される避難勧告などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。再掲
- 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被 災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段 の確保が必要である。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.49、67、68、69

地域防災力の強化

【人材の育成・確保】

○ 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生 徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築 するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.51、53、70、71、73 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活 環境を確実に確保する

- 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

備蓄の推進

【食料・資機材等の備蓄】

- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震 等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。
- 指定避難所としての機能を果たすための資機材を、全ての指定避難所に整備する必要がある。

【物資輸送体制の整備】

- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園などを活用した物資の集積拠点の 防災機能を強化する必要がある。
- 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進することに加え、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

【施設の整備】

○ 飲料水兼用耐震性貯水槽の点検を実施し、機能維持のための修繕・補修を行う必要がある。

【訓練の実施】

- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した 民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のため様々な被害を想定した訓練 を実施する必要がある。
- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資 輸送体制の実効性を向上させる必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.42、50、52、91

関連指標 No.11

水道施設の整備

【水道施設の耐震化】

○ 上水道施設の老朽管更新、重要給水施設配水管、未給水地区への水道管布設等水道 管の更新・耐震化を計画的に行い、水道管路の耐震化を図る必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.82

災害時のエネルギー確保

【再生可能エネルギーの活用】

○ エネルギー供給リスクの分散をはかるため、再生可能エネルギーを活用した自立・ 分散型電源の導入を促進し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めていく 必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.3、5

通信手段の確保

【通信手段の確保】

○ 孤立集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.49

道路・港湾等の機能強化

【道路・港湾等の機能強化】

- 本市各地への物資の輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路、高速道路等 (高規格道路)の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け 取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等に よる機能強化を図る必要がある。
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進める必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。 再掲
- 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画 的に点検を実施していく必要がある。

- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。 再掲
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路(国道、県道)をつなぐ市道について、 避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。 再掲
- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。
- 市道の多くは平均幅員4m未満の1車線道路で、大型車の侵入が困難な道も少なくなく、小型車でもすれ違いに注意が必要な箇所もあり、災害時には放置車両等で閉塞する可能性も十分に考えられる。

【被害軽減対策】

- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、 陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の 向上を図る必要がある。 再掲
- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良 ・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能 を確保する対策を推進する必要がある。 |再掲|

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.34、35、38、87、88

関連指標 No.2、3、4、5、6、7、8、9、13、14、16

孤立の可能性がある地域の把握

【孤立可能性集落カルテ】

○ 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、県と連携した「孤立可能性集落カルテ」を作成するとともに、集落ごとの情報を一元的に収集・分析し、発災時の迅速かつ的確な支援へつなげる必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

災害対応能力の強化

【徳島市地域防災計画の改定】

○ 地域防災計画など災害対応ついて、必要に応じさらに見直しを行い、他都市との連 携強化や合同訓練を通じて訓練の習熟度を高めていく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.46

消防施設等の強化

【消防施設・消防力の強化】

- 消防施設の的確な維持管理を実施するために、消防局施設管理計画を策定する必要がある。
- 市の消防体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備 老朽化した消防車両の更新等、施設の整備を図るとともに、情報通信機能の災害対応 体制の強化・高度化を着実に推進する必要がある。
- 地域の防火・防災活動への支援を通じて、婦人防火クラブや幼年・少年消防クラブの人員確保を図る必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.60、63、64、73

2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱							
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途							
2-5	絶による医療機能の麻痺							
2-6	被災地における感染症等の大規模発生							
2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の							
2-1	健康状態の悪化・災害関連死の発生							

救助・救急、医療活動の維持

【救助・救急、医療活動の維持】

- DMAT指定医療機関においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る必要がある。
- 大規模災害時に医療施設や関係者の不足する事態に備え、他都道府県との相互応援 体制を構築し連携強化を図る必要がある。
- 災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。さらに、交通網等が寸断された状況を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進めておく必要がある。
- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルやBCPの整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。

【帰宅困難者対策】

- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と自主防災組織等地域との連携強化の推進など帰宅困難者対策を推進し、帰宅困難者の受入体制の確保を図る必要がある。
- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方から の119番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年5月に導入し た民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳サービスについて、周知を図るた め広報手段を工夫する必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.67、79、80

関連指標 No.25

交通網の維持

【交通網の維持】

- 帰宅困難者を発生防止や、DMAT (災害派遣医療チーム)、DPAT (災害派遣精神医療チーム)等の支援ルート確保のため、高速道路等(高規格道路)の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要がある。道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。 再掲
- 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画的 に点検を実施していく必要がある。 再掲
- 市道の多くは平均幅員4m未満の1車線道路で、大型車の侵入が困難な道も少なくなく、小型車でもすれ違いに注意が必要な箇所もあり、災害時には放置車両等で閉塞する可能性も十分に考えられる。再掲
- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.34、35、38、87

関連指標 No.2、3、4、5、6、7

衛生環境の向上・避難所運営体制の強化

【衛生害虫駆除活動】

○ 浸水した家屋等の消毒活動を実施する場合に、被害が大規模な場合は人員及び薬剤 のストック量の両方で不足する可能性があり、関連組織等との協定締結等を検討する 必要がある。

【衛生環境対策】

- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。また、県、他市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。
- 県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。

○ 下水道施設の破損等による衛生面の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。

【避難所運営体制の強化】

- 行政側が被災した場合、避難所運営等については、大部分を住民側の対応に頼らざるを得ない状況になるため、総合防災訓練等において、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図る必要がある。
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した 避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理 念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。
- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。 再掲
- 大規模災害発生時、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を含む精神的不調に対し 中長期に渡り専門的なこころのケアを円滑に行うため構築したDPATについて、資 機材の充実、訓練等を行い更なる専門的対応技術の向上を図る必要がある。
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。
- 福祉避難所の指定をより一層促進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。 再掲
- 多くの学校施設で体育館等が避難所に指定されているため、避難所として使用できるよう長寿命化対策を進める必要がある。

【感染症対策】

- 避難所等における新型コロナウイルス感染症等の感染症の発生・蔓延を防ぐため、 本市は県と連携して、調査に必要な資機材の充実や避難所運営訓練等への参加によ り、対応技術の向上を図る必要がある。
- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐとともに、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐ必要がある。
- 定期予防接種の接種者を増やし、災害時の感染リスクを軽減するため、広報や個人 通知での周知を図る。 再掲
- 新型コロナウイルスの集団発生を防ぐため、学校・子育て支援施設の感染予防対策 への感染防止対策が必要となる。

○ 新型コロナウイルスのような治療方法や予防方法の確立していない感染症が発生 している状況で、避難所でのクラスターによる爆発的な感染拡大を防ぐため、多くの 避難所を確保する必要がある。また、感染症対策関連用品の備蓄も必要となる。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.6、7、17、19、39、41、52、57、75、84、95、96

3

必要不可欠な行政機能は確保する

- 3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
- 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

行政機関の機能強化

【行政機関の機能強化】

- 市民が安心安全に利用できる公共施設を継承していくため、「徳島市公共施設等総合管理計画」に基づき策定された「個別施設計画」により、各施設の機能維持を図る必要がある。
- 徳島市葬斎場は、耐震化は完了しているが、津波の浸水想定区域内に位置するため、 火葬設備等の浸水被害対策が必要である。
- 大規模災害に見舞われると平時に比して業務量も膨大となるため、迅速かつ円滑な 復旧・復興が図られるよう、その対策手順を明確化しておく必要がある。そのために は、BCPの継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。
- 災害発生時においては、災害のフェーズに応じた災害対応などの「災害マネジメント」が求められる。このため、マネジメント人材の育成を行う必要がある。
- 市役所本庁舎等の市関連施設が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自 治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住 民データを遠隔地に保管するなど、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる 必要がある。
- 防災拠点となる上下水道局庁舎の建替を進める必要がある。

【再生可能エネルギーの活用】

○ エネルギー供給リスクの分散をはかるため、再生可能エネルギーを活用した自立・ 分散型電源の導入を促進し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めていく 必要がある。 |再掲|

【消防施設・消防力の強化】

○ 消防施設の的確な維持管理を実施するために、消防局施設管理計画を策定する必要がある。 再掲

【関係機関との連携等】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、県警との連携 が必要である。
- 大規模災害発生時においても治安の維持が図られるよう、警察や関係機関との情報 共有体制の構築が必要になる。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.1、3、4、43、44、60、81、89 関連指標 No.26

地域防災力の強化

【避難所運営体制の強化】

- 行政側が被災した場合、避難所運営等については、大部分を住民側の対応に頼らざるを得ない状況になるため、総合防災訓練等において、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図る必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.57、75



必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
- 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、南海トラフ地震臨時情報や津波警報 等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

市民への情報伝達体制の強化

【情報伝達体制の強化】

- 被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、デジタルMCA無線機、防 災行政無線機及び衛星携帯電話の配備等による代替性の確保、無線機器の更新等を行 う必要がある。
- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、システムの安定運用や各種情報の普及啓発など、さらなる取り組みが必要である。
- 迅速かつ効果的な避難行動を誘導するため、交通情報提供に関する関係機関との連携を図る必要がある。
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)から送信される緊急情報をはじめ、本市災害対策本部から発令される避難勧告などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。 再掲
- 市役所本庁舎等の市関連施設が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを遠隔地に保管するなど、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。 | 再掲 |
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係 機関における情報共有を円滑に進める必要がある。
- 大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないよう対策を講じておく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.44、49、68

避難行動要支援者への対策

【避難行動要支援者等への対策】

- 災害情報が入手できなくなった要支援者への対策として、「避難行動要支援者名簿」 を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取組みを一層促進する必要がある。
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、災害時に、障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施していく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.18

5

経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下にともなう国際競争力の低下
- 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
- 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

BCP 策定等の促進

【「事業継続計画 (BCP) 」の策定支援等】

- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」 の観点から、重要性が高いものである。サプライチェーンの寸断等による生産力の低 下を最小限に抑えるために、各関係機関との連携により、市内中小企業に対するBC P策定について支援を行う必要がある。
- 企業BCPの策定支援セミナーについては、情報提供や啓発のみにとどまることなく、実際の策定や運用につながるよう内容を検討する必要がある。
- 企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。
- 洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進し、配電施設等の耐災害性を高める必要がある。

【訓練の実施】

○ 防災関係機関等と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本 部設置(図上訓練)などを実施し、応急対処能力の向上等を図る必要がある。また、 火災、爆発等を起こす可能性のある施設等にも呼びかけて訓練を実施する必要があ る。

【危険物の管理】

○ 市内の危険物保有事業所の保有・管理状況について把握・指導する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.20

金融機関との連携

【金融機関との連携】

- 本市と指定金融機関のそれぞれのBCPの実効性を向上させるため、災害時における資金決済の手段など、事前にできる準備として、具体的な業務の連携方法について 確認を行う必要がある。
- 市内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組みを促進していく必要がある。

【支援対策の周知】

- 被災企業に対する県の融資制度である「災害対策資金」について、周知を行っているところであるが、今後も引き続き、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っていく必要がある。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を 図る。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.74

- 5-5 食料等の安定供給の停滞
- 5-6 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

農業生産基盤の強化

【農業生産基盤の強化】

○ 高齢化による担い手不足で、集落構成員が減少し、それに伴い対象農用地も減少し ているが、被災することで減少に拍車がかかるおそれがある。

【農地への被害軽減対策】

- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、 陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の 向上を図る必要がある。再掲
- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.22、24

関連指標 No.14、24

交通網の維持

【交通網の維持】

- 物流インフラの機能を維持するため、高速道路等の機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する道路の整備を推進する必要がある。 再掲
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。 再掲
- 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画 的に点検を実施していく必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.34、35、38

関連指標 No.2、4、5、6、7、8、27

備蓄・輸送体制の整備

【備蓄・輸送体制の整備】

- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を 図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携 体制を強化する必要がある。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園などを活用した物資の集積拠点の 防災機能を強化する必要がある。 再掲
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。 再掲
- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した 民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を毎年度実施し、 発災時の迅速な生活必需品等の確保・搬送に向け、様々な被害を想定した訓練を実施 する必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

関連指標 No.11

6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める とともに、早期に復旧させる

- 6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
- 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
- 6-3 | 汚水・ごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止

電力供給体制の整備

【再生可能エネルギーの普及啓発】

- エネルギー供給リスクの分散をはかるため、再生可能エネルギーを活用した自立・ 分散型電源の導入を促進し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めていく 必要がある。 |再掲|
- 電力供給遮断などの非常時に、防災拠点等(公共施設等)において、高い給電機能 を有するEV(電気自動車)を活用するなど、初動対応に必要不可欠な電力を確保す る必要がある。
- 公共施設のうち、自家発電設備のある施設の災害対応力強化及び復旧迅速化を図る 必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.5

上水道等施設の整備

【上水道等施設の整備】

- 老朽管更新、重要給水施設配水管、未給水地区への水道管布設等水道管の更新・耐 震化を計画的に行い、大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、 効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。
- 「液状化」については、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.82、83

ごみ処理施設等への対策・下水道処理施設等への対策

【ごみ処理施設等への対策】

- 東部環境事業所は、ごみ処理施設等の建物の耐震性が新耐震基準を満たしておらず、避難施設の確保が必要となる。さらに、南海トラフ巨大地震の津波による浸水を防止する対策や、機器や車両基地の移設を検討する必要がある。また、長期間の停炉となる場合の緊急的な対策(西部環境事業所への搬入、近隣市町村への搬出等)を検討する必要がある。
- 西部環境事業所は、吉野川、飯尾川、鮎喰川等、複数の河川の洪水浸水想定区域内 に位置しており、塵芥収集車等の車庫等は浸水の危険性があり、対策が必要とされる。
- 東部環境事業所及び西部環境事業所は、ともに老朽化が著しく災害時にも安定して 施設を稼働できるように、設備の維持補修及び整備を行う必要がある。

【下水処理施設等への対策】

- 地震対策上重要な下水道施設の耐震化を進めるとともに、津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。
- 浄化槽については、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進 する必要がある。
- 「液状化」については、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.11、12、13、39、41

- 6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
- 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

交通網の維持

【緊急輸送路等の強化】

- 本市各地への輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路、高速道路等(高規格道路)の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。
- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。 再掲
- 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。
- 高速道路や環状線等の建設に伴い、地域間の道路等が分断された地域に、新たな道 路整備等の周辺対策事業が必要となる。
- 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画 的に点検を実施していく必要がある。 再掲

【維持管理の強化】

- 道路の維持管理では、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・ 診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術 の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。 再掲
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。 再掲
- 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画 的に点検を実施していく必要がある。 再掲
- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。 再掲
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路(国道、県道)をつなぐ市道について、 避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。 |再掲|

【下水道への対策】

○ 下水道施設の破損等による道路の冠水、陥没等の被害を防止するため、耐震化を進めるとともに、津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.28、33、34、35、38、39、41、87、88 関連指標 No.2、3、4、5、6、7、8、9、27

防災インフラの強化

【防災インフラの強化】

- 大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防などの防災インフラについては、完 了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リス クが高い河川・海岸において、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸 防災林等の整備を推進する必要がある。
- 防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催等を推進する必要がある。
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係 機関における情報共有を円滑に進める必要がある。 再掲
- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、 陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の 向上を図る必要がある。再掲
- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良 ・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能 を確保する対策を推進する必要がある。 再掲
- 高潮被害による沿岸の輸送ルートへの被害が大きくならないよう、破堤防止のため の堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

【事前復興計画の策定】

○ 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.90

関連指標 No.13、14、16、20

関係機関との連携体制の強化

【関係機関との連携体制の強化】

○ 災害時情報共有システムを適切に運用することにより、通行可能ルートの把握等を 迅速に行うことができることから、防災機関やライフライン事業者等とも情報を共有 し、円滑に運用できるよう訓練を定期的に実施する必要がある。

- 公共交通機関等の各種団体との支援協定の締結を推進することにより、連携体制を 確保する必要がある。また、発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復 旧を行うため、情報収集・共有体制を整える必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付 加装置の整備の推進、関係機関との合同訓練の実施が必要である。
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るととも に、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。

7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による
	多数の死傷者の発生

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

防火対策、有害物質への対策推進

【消防力の強化】

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、市の消防体制 や訓練環境等の充実強化、老朽化した消防車両の更新、夜間対応も含めた装備資機材 の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあるこ とから、それらの災害対応体制の向上を図る必要がある。 |再掲|
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。
- 消防力の強化については、消防組織法により、消防庁が定める基準に基づき、消防 職員・消防団員の教育訓練を、計画に沿って行う必要がある。
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、緊急車両の通路確保の観点から、関係 機関と連携した取組みを推進する必要がある。

【防火対策】

- 地震等の被害により、消火栓が使用不可となる可能性があり、耐震性貯水槽等の整備が必要である。 再掲
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、住宅 用火災警報器の設置の促進を図る必要がある。 再掲
- 住宅用火災警報器の設置等については、火災予防啓発を通じて推進する。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.63、64、65、70、72、73

避難体制の強化

【避難体制の強化】

- 国及び県と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード 対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。 特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤 等の整備を推進する必要がある。また要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要 がある。 再掲

【ため池対策】

○ 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.48、85、92

関連指標 No.22、24

避難路の安全性確保

【建築物の耐震化・除却】

- 学校施設のブロック塀の倒壊防止対策を進める必要がある。再掲
- 老朽化した住宅・建築物は、地震時の倒壊や道路閉塞の危険性が高く早急に所有者 を特定して、除却などの措置を求める必要がある。

【緊急通行車両の事前届出】

○ 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るととも に、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.29、30、77

有害物質対策

【有害物質対策】

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、 必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。
- 国において、高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定が行われており、 高圧ガス事業者は、対策を進める必要がある。
- 平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、 設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により、津波や 地震による流出の防止を図る必要がある。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地・森林の保全・管理

【保全・管理】

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能(土砂災害防止・洪水緩和)が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせて取り組む必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。
- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト 対策の適切な推進を図っていく必要がある。
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組みを推進し、防災力を強化する必要がある。 再掲
- 森林の整備にあたっては、侵入防止柵設置による野生動物の動向の変化をとらえ、 設置個所の最適化を検討する等、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした 植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要があ る。

【担い手不足】

- 高齢化による担い手不足で、集落構成員が減少し、それに伴い対象農用地も減少し ているが、被災することで減少に拍車がかかるおそれがある。 |再掲|
- 山林での工事の実施が可能な業者の担い手が不足している。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.21、22、23、25

水利施設の整備

【水利施設の整備】

○ 基幹的な農業水利施設について、施設の計画的な耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.26

8

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
- 8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

廃棄物の収集体制の整備

【廃棄物の収集体制の整備】

- 新たな一般廃棄物中間処理施設を整備し、一般廃棄物及び災害廃棄物を処理できる 環境を整える必要がある。
- 東部環境事業所は、ごみ処理施設等の建物の耐震性が新耐震基準を満たしておらず、避難施設の確保が必要となる。さらに、南海トラフ巨大地震の津波による浸水を防止する対策や、機器や車両基地の移設を検討する必要がある。また、長期間の停炉となる場合の緊急的な対策(西部環境事業所への搬入、近隣市町村への搬出等)を検討する必要がある。 | 再掲
- 西部環境事業所は、吉野川、飯尾川、鮎喰川等、複数の河川の洪水浸水想定区域内 に位置しており、塵芥収集車等の車庫等は浸水の危険性があり、対策が必要とされる。 |再掲|
- 東部環境事業所及び西部環境事業所は、ともに老朽化が著しく災害時にも安定して 施設を稼働できるように、設備の維持補修及び整備を行う必要がある。 再掲
- 効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保に加えて、貨物鉄道や海上輸送等についても検討する必要がある。
- 既存の処理施設(焼却施設、破砕機等)だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。

【廃棄物の収集ルート整備】

○ 新たに整備される避難拠点施設を兼ねた中間処理場への運搬ルート及び近隣住民が避難できるルートを整備する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.8、9、10、11、13、14

災害廃棄物の処理

【災害廃棄物処理計画】

- 県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.7

廃棄物処理の人手確保

【廃棄物処理の人手確保】

- 災害時にボランティアに関する手続等が迅速に行えるよう、災害ボランティアコーディネーターを養成する必要がある。
- 災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう、資機材の整備を図る必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.15、16

衛生環境悪化対策

【衛生害虫駆除活動】

○ 浸水した家屋等の消毒活動を実施する場合に、被害が大規模な場合は人員及び薬剤のストック量の両方で不足する可能性があり、関連組織等との協定締結等を検討する必要がある。 |再掲|

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.6

基幹インフラの損壊防止

【基幹インフラの強化】

- 地域の基幹インフラとしての機能を維持できるよう、高速道路等(高規格道路)の 建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要があ る。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図 る必要がある。再掲
- 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる 市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制 が必要である。 |再掲|

- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。 再掲
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。 再掲
- 道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、未点検箇所に対して計画 的に点検を実施していく必要がある。再掲
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路(国道、県道)をつなぐ市道について、 避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。 再掲

【河川・堤防等への対策】

- 大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防などの防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。 | 再掲 |
- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、 陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の 向上を図る必要がある。再掲
- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良 ・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能 を確保する対策を推進する必要がある。 |再掲|
- 高潮被害による沿岸の輸送ルートへの被害が大きくならないよう、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。再掲
- 大規模水害における堤防の決壊や老朽化した排水機場、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。 再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.34、35、38、88

関連指標 No.2、4、5、6、7、8、13、14、16、20、21、27

復旧・復興事業への備え

【事前復興計画の策定】

【地盤沈下対策】

- 地震等に伴う地盤沈下等による長期にわたる浸水対策としては、排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上に努める必要がある。
- 地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、国、県等と連携し海岸堤防・河川堤防の耐震化や防潮林の整備を引き続き推進する必要がある。

【地籍調査】

○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確に しておく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.27、90

文化財の保護

【文化財保護意識向上】

- 文化財の喪失を防ぐためには、平時から市民の文化財保護意識を醸成する必要がある。
- 文化財の耐震化についての意識向上を図る必要がある。

【文化財保護対策】

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。
- 博物館(博物館相当施設、博物館類似施設を含む)における展示方法・収蔵方法等を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えるとともに、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.97

- 8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
- 8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

復興を支える人材確保

【復旧・復興事業への備え】

- 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。再掲
- 地区自主防災連合組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。
- 災害時にボランティアに関する手続等が迅速に行えるよう、災害ボランティアコー ディネーターを養成する必要がある。 再掲
- 災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう、資機材の整備を図る必要がある。再掲
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、ま ちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形 成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- 被災者生活再建支援制度の充実については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素 化などを国に要望し、制度の充実を働きかける必要がある。
- 平時は地域住民の交流施設、災害時は要配慮者の福祉避難所としての機能を実装する「地域生活支援拠点」を整備し、地域の絆を深め、互いに支え合う地域共生社会の 実現を図る必要がある。
- 道路啓開等にあたっては、国、県等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる必要がある。 再掲
- 空き家等の利活用による移住・定住の支援を推進し、地域コミュニティの維持や復興を支える人材を確保する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.15、16、70、71、73、78、90 関連指標 No.26

BCP 策定等の促進

【各事業における BCP 策定等の促進】

- 災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援の仕組みについて、平時から 説明会等を通じて的確に周知し、市の対応力向上を図る必要がある。
- 金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCPの実効性の確保 が必要であり、策定されたBCPの実効性の検証・改善を継続的に実施していく必要 がある。
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」 の観点から、重要性が高いものである。サプライチェーンの寸断等による生産力の低 下を最小限に抑えるために、各関係機関との連携により、市内中小企業に対するBC P策定について支援を行う必要がある。 再掲
- 企業BCPの策定支援セミナーについては、情報提供や啓発のみにとどまることなく、実際の策定や運用につながるよう内容を検討する必要がある。再掲
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。再掲
- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルやBCPの整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。 | 再掲
- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手 育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、地域の災害リスクや 産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被 災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.20

関連指標 No.25

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

復旧・復興事業への備え

【復旧・復興事業への備え】

- 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。再掲
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確に しておく必要がある。 再掲
- 防災関係機関が、被災状況等を同一のGIS上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について、平時から情報共有を図る必要がある。
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査や被災宅地危険度判定の迅速化など、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、方向性を示していく必要がある。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が進められるよう、高台移転・集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要となる基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興(事前準備)を進めておく必要がある。
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年 入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念され るところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充する ことにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開 催し、就業者の定着を図る必要がある。
- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、市職員が罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.27、86、90

2 横断的分野ごとの脆弱性評価結果

横断的分野 1

リスクコミュニケーション分野

【リスクコミュニケーション】

- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材(媒介機能を担う人材)を育成する必要がある。
- 発達段階に応じた防災教育をはじめ、市民の誰もがいつでも防災について学ぶこと ができる機会を提供し、地域の中で災害に対する危機意識を共有する必要がある。
- 大規模災害に見舞われると平時に比して業務量も膨大となるため、迅速かつ円滑な 復旧・復興が図られるよう、その対策手順を明確化しておく必要がある。そのために は、BCPの継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。 |再掲|

【自主防災組織等の充実・強化】

○ 地区自主防災連合組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行う必要がある。

【要配慮者等への対策】

○ 要配慮者利用施設は、想定される災害種別(津波、水害及び土砂災害)ごとの避難 確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対 象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う必要がある。 再掲

【事前復興計画の策定】

○ 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.51、89、90、94

【自主防災組織等の充実・強化】

- 各地域における防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの人材の育成等、 防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築 を図る必要がある。
- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生 徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築 するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。再掲

【避難所運営能力の向上】

○ 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した 避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理 念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。|再掲|

【産業の担い手育成】

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手 育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、地域の災害リスクや 産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被 災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。再掲
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、ま ちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形 成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。再掲

【文化財保護対策】

○ 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。|再掲|

【職員等の災害対応力向上】

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等 の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要があ る。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態 も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進す る必要がある。
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナ ンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必 要がある。
- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、市職員が罹 災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施 し、専門人材を養成する必要がある。再掲

- 災害から児童生徒の安全確保を図るため、防災教育に係る指導力を高め、地域と連携した防災訓練等を実施する「防災士の資格を持つ教員」の養成が必要である。
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年 入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念され るところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充する ことにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開 催し、就業者の定着を図る必要がある。 再掲
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新た な活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。
- 応急手当の普及啓発のため、普通救命講習への参加者増加につながるよう高等学校 での取り入れを促進する必要がある。 |再掲|

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.53、57、61、62、70、71、73、78、97

【官民連携】

- 道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウを活用するための官民連携体制を確保する必要がある。民間企業や業界団体との協定の締結や実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。
- 被害情報をはじめとする災害対応の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、 ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用を図るため、災害時情報共有シ ステムの機能強化を行う必要がある。
- 本市と指定金融機関のそれぞれのBCPの実効性を向上させるため、災害時における資金決済の手段など、事前にできる準備として、具体的な業務の連携方法について確認を行う必要がある。再掲
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。 再掲
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。 再掲
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。 再掲
- 警察が収集する交通情報を補完する官民の自動車プローブ情報の活用により、渋滞 状況を正確に把握し交通渋滞を回避するため、交通管制システムの高度化を図る必要 がある。
- 企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。再掲
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新た な活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。 再掲

- 行政側が被災した場合、避難所運営等については、大部分を住民側の対応に頼らざ るを得ない状況になるため、総合防災訓練等において、地域住民の避難所運営に関す る知識・技術の向上を図る必要がある。再掲
- 県、他市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効 性を高めていく必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.74、91、95

横断的分野 4 長寿命化対策分野

【長寿命化対策】

- 市民の日々の「生活」や「社会経済活動」は、道路、河川、港湾といった「公共イ ンフラ施設」や、学校、文化・スポーツ施設、行政庁舎などの「ハコモノ施設」で支 えられており、市民がそれぞれの「夢と希望」の実現に向け、心豊かな暮らしを送る ためには、「これら公共施設の安全・安心の確保」が不可欠であるが、市、県はもと より国全体において、高度成長期以降に集中的に建設された公共施設の老朽化が大き な課題となっている。
- 道路の維持管理では、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・ 診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術 の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。再掲
- 市内には138の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全と なった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。|再掲|
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路(国道、県道)をつなぐ市道について、 避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。再掲
- 多くの学校施設で体育館等が避難所に指定されているため、避難所として使用でき るよう長寿命化対策を進める必要がある。再掲
- 老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的 維持管理を進める必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.> 施策 No.35、41、75、88

横断的分野 5 研究開発分野

【研究開発】

- 各防災機関等の自律的災害対応や速やかな被災者支援を実現するため、ビッグデー タ、IoT、ICT 技術等を活用し、様々な災害情報を地図上で可視化する高度利用に向け た取組みを実施する必要がある。
- 林業·木材産業を活性化させることにより、森林の保全を図る必要があることから、 災害に強い健全な森林育成のため、市産材の利用を促進する必要がある。

横断的分野 6

過疎対策分野

【過疎対策】

- 地域防災力の維持・向上のためにも、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけること が重要であり、地方創生に向けた様々な施策を推進していく必要がある。
- 空き家等の利活用による移住・定住の支援を推進し、地域コミュニティの維持や復 興を支える人材を確保する必要がある。再掲